

## 平成 30 年度随時監査（工事監査）結果報告に対する措置状況

上下水道局 水道事業課

指 摘 事 項	措 置
<p>1. 建設業許可票について</p> <p>建設業の許可票について、建設業法では施工体系図に記載するすべての建設業者の許可票を掲示することが規定されているが、受注者の許可票のみが掲示されていた。</p> <p>所管課は工事について、各業務の実施状況を把握し、適宜、必要な指示を行う義務があることから、受注者に対する指導監督を適切に行われたい。</p> <p>2. 現場標識について</p> <p>工事現場に設置すべき標識について、市の標準仕様書で規定されている工事名、受注者名及び連絡先が記載されておらず、また、関係者が不在となる休日に標識が設置されていない箇所が見受けられた。</p> <p>所管課は工事について、安全対策等の実施状況を把握し、適宜、必要な指示を行う義務があることから、受注者に対する指導監督を適切に行われたい。</p>	<p>1. 建設業許可票について</p> <p>施工体制点検表の建設業許可標識項目に「施工体系図に記載されている全ての建設業の許可業者の標識を掲示する」ことを追記し、主任監督員、監督員が施工体制の点検を行い、施工体制点検表により月に一度（翌月はじめに）、所属長に報告を行います。</p> <p>また、工事進行管理会議（毎週金曜日開催）の中でも、標識掲示の報告・確認・情報共有を行うことと、建設業法の遵守について、工事着手前、着手後も含めた受注者への指導、周知を一層強化していくこととし、平成 31 年度改定の工事写真撮影の手引書及び完成書類チェックリストに、許可票の掲示内容について追記します。</p> <p>2. 現場標識について</p> <p>今後は、工事進行管理会議（毎週金曜日開催）の中で、標識掲示の報告・確認・情報共有を行うことと、工事着手前、着手後も含めた受注者への指導、周知を一層強化していくこととし、平成 31 年度改定の完成書類のチェックリストに、工事看板、啓発看板への業者名、連絡先などの記載について追記します。</p>